

令和5年度第3回 伊達市入札監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時

令和6年2月15日(木) 午後1時30分から午後3時まで

(2) 場 所

伊達市役所 議会棟2階 特別会議室

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤 宏、高久 健一、赤桐 仁輔、齋藤 晶、酒井 博之

イ 事務局

財務部長、財政課長、副主幹兼契約検査係長、契約検査係技査

ウ 工事担当課

教育部教育総務課

主幹

施設管理係長

建設部建設課

副技幹兼建設係長

建設係 技査

建設係 技査

未来政策部霊山総合支所

副主幹兼地域総務係長

技査

建設部上下水道課

副技幹兼下水道施設係長

下水道施設係 技査

財務部公有財産管理課

副主幹兼財産管理係長

財産管理係 主事

(4) 委嘱状交付式

財務部長より各委員に委嘱状交付 任期は令和8年1月31日まで

(5) 次 第

1 開 会 財政課長

2 あいさつ 財務部長

3 委員長の選出

伊藤宏委員を委員長に選出した

4 職務代理者の氏名

齋藤晶委員を指名した

5 議 事

(1) 報告事項

- ① 市発注工事等の入札結果について・・・資料 1－1～資料 1－2
(対象期間：令和 5 年 9 月 1 日～12 月 31 日)
- ② 入札参加資格制限措置に関する状況について・・・・・・資料 2
(対象期間：令和 5 年 9 月 1 日～12 月 31 日)

(2) 審議事項

- ① 抽出事案について・・・・・・・・・資料 3
(対象期間：令和 5 年 9 月 1 日～12 月 31 日)
- ② 抽出事案の審議について・・・・・・資料 4－1～資料 4－5

6 閉 会 財政課長

2 議事の内容

(1) 報告事項

① 市発注工事等の入札結果について

【契約検査係技査】

資料 1－1、資料 1－2 により説明

② 入札参加資格制限措置に関する状況について

【契約検査係技査】

資料 2 により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【赤桐委員】

措置決定が事故の場合と裁判が確定されてからのケースがあるが適用条項の違いによるものなのか。

【契約検査係技査】

県の報告を受けて、資格審査委員会で審議のうえ措置決定を行っている。

(2) 審議事項

① 抽出事案について

【酒井委員】

資料 3 により説明

② 抽出事案の審議について

・ 2023000363 伊達小学校改築事業市道根岸線道路改良工事

【契約検査係長】

資料 4－1 により説明

【高久委員】

予定価格の設定について伺いたい。

【契約検査係技査】

設計書を基に予定価格を設定している。

【高久委員】

落札率が 98 パーセントと高くなっている理由は。

【契約検査係技査】

伊達市の設計書作成にあっては、福島県の基準を準用して積算しており、労務単価および材料単価等について県が公表している単価を使用している。市が独自に見積聴取して単価決定したものは公表することになっていることから、福島県の基準を用いて積算していれば、業者設計額が予定価格に近くなると思われる。

【高久委員】

工期が翌年度までとなった経緯を教えてください。

【教育総務課主幹】

伊達小学校改築工事に併せて施工する開発要件に係る道路である。伊達小学校舎が 12 月末に完成し、今後仮設校舎の解体やグラウンド整備を行うこととしている。学校の外周道路の整備を先行して着手することで、グラウンド整備工事等の工程に影響が出ないように、年度内に発注し、年度を跨いでの発注形態とした。

・ 2023000370 市道大柳石橋線舗装新設工事

【契約検査係長】

資料 4－2 により説明

【高久委員】

下請業者に払う金額は、舗装工事の場合だと延長等で決まるのか。

【契約検査係技査】

そのとおりである。

・ 2023000382 霊山こどもの村コテージ改修工事

【契約検査係長】

資料 4－3 により説明

【赤桐委員】

工事内容から設計金額の算出は容易な類型ということになるのか。

【霊山総合支所技査】

木材等の高騰があったため、複数業者から見積書を聴取して設計単価を決定した。先ほども説明したとおり独自で見積書を聴取した場合は公表することになっているので、見積単価を公表して執行した。

【高久委員】

入札に参加した業者から見積聴取を行った上で、単価を決定したのか。また、材料は図面で決定し組み立てなどは、独自で積算したのか。

【靈山総合支所技査】

木材やウッドデッキ等の見積もり徴収は、専門業者である材木屋へ見積徴収しており施工についても特殊な長さ等もあるので見積を取って設計している。

・ 2023000409 公共下水道管渠布設替工事（東野崎地内）

【契約検査係長】

資料 4－4 により説明

【酒井委員】

平面図の中で実際施工した場所はどこなのか。

【下水道施設係長】

平面図の左側、赤斜線の区間を布設替する。なお、本路線は、毎年布設替を行っている場所であり、本年度は布設替と併せて、前年度までに仮復旧が終わっている箇所の舗装本復旧を施工する。

【伊藤委員長】

国は予定価格を事後公表するよう進めているが、未だ事前公表をしている自治体がある。事前公表は、競争性を失わせることであるため、推奨できるものではない。予定価格を調整することで、設計額どおりの見積もりでは落札できなくなるため、見積もり業者は応札金額を調整するようになる。そうすれば、競争性も生まれてくると思われる。99%の落札率が続くことが良いとは思えない。再度、工夫をしながら、情報公開も踏まえ検証することが大事だと思われる。

・ 2023000394 市役所庁舎地熱採熱ポンプ交換修繕

【契約検査係長】

資料 4－5 により説明

【伊藤委員長】

参考見積書を徴収した業者は何者なのか。

【財産管理係長】

1 者である。理由としてはポンプ本体が建築当初から 19 年経過して

おり、また同型の在庫が全国的に少なく、早急に手配できる契約業者から見積書を徴取したものである。

【伊藤委員長】

もともと設置した業者からも含め、他に対応できる複数の業者から見積書を徴取すべきではないか。仮に他者からの見積書が高価になったとしても、設置業者の見積書の正当性を確認するためには必要な行為だと思う。本の案件について、問題が2つある。1つ目は設置業者でないと修繕ができないのか。最初に工事をした業者が何年もその施設に関して仕事をすることになる。2つ目はこのような状況の中で設置業者しか見積書を徴取せず、設置業者の見積りを元に予定価格に反映してしまうことは、設置業者の言い値となってしまう。設計書作成にあたっての見積徴収のやり方を変えていかなければならない。

【高久委員】

今回の工事では、在庫不足と早急な対応が必要との理由より随意契約としているようでしたが、そもそも設置業者がポンプを製造していたのか。ポンプは別で製造していたのであれば、そちらの見積も必要であったと思われる。

【伊藤委員長】

資料4－5の随意契約の理由として「市役所庁舎機械設備保守点検業務委託」と記載されているが、その中身を教えてください。

【財産管理係長】

庁舎全体の機械設備に関する保守点検の業務である。

【伊藤委員長】

受注業者は専門的にポンプを修繕している業者ではないのか。

【財産管理係長】

庁舎全体の空調管理を行っている業者である。

【伊藤委員長】

随意契約理由にもあるとおり、同一業者以外のものに履行させた場合、責任の所在が不明確となるとあるが、庁舎の空調管理において不具合が生じた場合、本工事業者が全て対応することとなるのか。

【財産管理係長】

そのとおりである。

【伊藤委員長】

緊急を要する工事であれば、随意契約理由が変わる。しかし、今回の案件はそうではないため、業務委託を契約しているから随意契約を締結できることは、解釈が難しいと思われる。例えば競争入札にしても、

対応できたのではないかと思います。

【財産管理係長】

空調設備という性質上、早急な対応が必要と考えられたため、一者に頼らざる得なくなった。

【伊藤委員長】

そのような理由であれば、緊急性を考慮して業務委託を受注している業者へ随意契約を締結することが妥当であったと思われる。

随意契約については、必要不可欠であると理解しておりますが、予定価格の設定や業者選定に際しては、これまでの経過が執行の仕方が正しかったのか検証しながら対応いただきたい。

4 閉 会

(午後 3 時)